



動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に 推進するための基本的な指針の点検について

令和 8 年 7 月 23 日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室



■ 動物愛護管理基本指針（平成18年策定、令和2年最終改正）に記載されている「講ずべき施策」について、対応状況（※）を整理。

※動物愛護管理基本指針を今後見直すことを見据え、原則、最終改正以降に環境省が取り組んだ内容を記載。
イベント等毎年度実施している取組については令和7年度の実績値を記載。

基本方針 目次抜粋

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

- （1）普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
- （2）適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進
- （3）周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止
- （4）所有明示（個体識別）措置の推進
- （5）動物取扱業の適正化
- （6）実験動物の適正な取扱いの推進
- （7）産業動物の適正な取扱いの推進
- （8）災害対策
- （9）人材育成
- （10）調査研究の推進

（１）普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成



＜講すべき施策＞

- 国及び地方公共団体は、動物愛護推進員、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養及び適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。
- 社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していくこと。
- 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用については、多種多様な利用形態ごとに意義と課題を整理するとともに、情操の涵養等、その効用を効果的にもたらしこと及び感染性の疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保することの双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討すること。また、学校飼育動物の取扱いに関しても同様に基本的な考え方を整理・検討すること。

＜取組状況と成果等＞

- 毎年の動物愛護週間を中心とした普及啓発行事や普及啓発資料の配付等を実施。
 - ・「動物愛護週間中央行事」を開催（来場者数：令和７年度 シンポジウム約200名、屋外行事約5,000名）
 - ・令和７年度「ぼうさいこくたい」でのブース出展（来場者数 約19,000名 環境省ブース来場者数 約250名）
 - ・令和８年開催の「インターペット東京」でのブース出展（来場者数 約77,900名）
 - ・令和８年開催の「世界獣医師会大会」でのブース出展（来場者数 約5,000名）
 - ・「うんこドリル」等のパンフレット作成及び配布（配布数：令和７年度 約55,000部）
 - ・「８週齢規制」等の動画作成及びWEBメディアでの公開（動画表示総数：64,022,785回） 等
- （社会規範に関連して）国民の動物に対する意識調査と有識者による「人と動物の共生シンポジウム」を令和６年２月に開催し（参加者約200名）、幅広い主体の参画による議論を活性化。
- （行為規範に関連して）動物取扱業者が遵守する犬猫における飼養管理の基準を令和３年に省令で規定。犬猫以外の哺乳類における飼養管理の基準について審議会で審議中。爬虫類における飼養管理の基準については検討会で議論中。
- 動物取扱業者が遵守する犬猫における飼養管理の基準において、触れ合いを含め具体的事項を令和３年に省令で規定。犬猫以外の哺乳類における触れ合いを含めた飼養管理の基準について審議会で審議中。
- 動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針を令和６年11月に改訂。
- 学校における適正な動物の飼育の推進に向けて、文部科学省と連携して通知を発出し、学校の関係者が自治体の動物愛護管理担当部署に相談しやすい環境を整備。
- 今年度、アニマルカフェの状況や課題等について整理予定。

各種イベント等での普及啓発活動



動物愛護週間 中央行事
屋内行事／屋外行事
(令和7年9月、11月)

ぼうさいこくたいin 新潟
(令和7年9月)



インターペット東京2026
(令和8年4月)



世界獣医師会大会
(令和8年4月)



環境省×うんこドリル ペットの心得 (令和5年9月)

ペットの適正飼養全般について、子どもでもわかりやすく、手に取ってもらいやすい内容のパンフレット。



環境省×うんこドリル ペットと防災 (令和7年9月)

ペット防災について、平常時からの備えや、避難行動などについてまとめたパンフレット。



所掌業務に関するパネル作成

動愛法やマイクロチップなど、業務に関するパネルを日本語版や英語版で作成。

- 56日以下の幼齢犬猫の違法な販売が行われる背景には、一般市民の幼い・小さい個体を求めるニーズがある旨の指摘（中央環境審議会 動物愛護部会など）。
- 2025（令和7）年1月から一般市民向けのwebサイトの展開、検索エンジンやSNS等への動画広告の掲載を通じた情報発信を実施。



動画でのご案内



STOP! 生後56日までの犬猫販売～飼い主お悩み編～



STOP! 生後56日までの犬猫販売～ペットショップ編～



STOP! 生後56日までの犬猫販売～親子でペットショップ編～



STOP! 生後56日までの犬猫販売～AIにきいてみた編～

幼齢犬猫の販売制限

ブリーダーやペットショップなどでは、犬や猫が生まれてから56日（8週）を経過するまでは、販売や販売のための展示が禁止されています。（以下、「幼齢犬猫の販売制限」といいます）

なぜ生まれてから56日までは犬や猫を販売してはいけないの？

犬や猫は、生まれてから56日までは、以下のような理由から、親や兄弟姉妹と一緒に過ごすことが大切です。

社会性を身につける

親や兄弟姉妹とじゃれ合うことで吠える・咬むなどの加減を身に付けます。



健康な体に成長する

母乳により栄養を補給し、免疫力を高めて、健康な体に成長します。



もし56日の期間を親や兄弟姉妹と一緒に過ごさなかったらどうなるの？

問題行動のおそれ

十分な社会化が行われないことにより、吠える・咬むなどの問題行動が増える可能性があります。飼い主自身や周辺への騒音、被害トラブルにつながるかもしれません。



感染症などのリスク

適切な時期でのワクチン接種ができいないと感染症にかかるおそれがあります。（※幼齢での販売によって、ブリーダーによるワクチン接種が適切に行われないことも想定）感染症が犬や猫の命に関わる場合もありますし、飼い主にとっても、通院や処置などのお世話が大変になるかもしれません。



(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進



<講ずべき施策>

- 犬又は猫について、地方公共団体からの譲渡時、及び動物取扱業者からの販売時等において、遵守すべき飼養保管の基準等に基づき、原則として繁殖を制限しなければならないことについて説明が行われるようにすること、安易な飼養の抑制等により終生飼養を徹底すること、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置を徹底すること、マイクロチップの装着等による所有明示措置を推進すること、及び遺棄の防止を行うこと等により、地方公共団体における犬及び猫の引取り数について、更なる減少を図ること。
- 犬及び猫の殺処分を透明性を持って戦略的に減らしていくことが必要であり、以下の殺処分の3分類の特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと。また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。①譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）②①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）③引取り後の死亡。

<取組状況と成果等>

- 全国の犬・猫の引取り数は年々減少し、令和6年度で約3万9千頭。
- 「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（告示）」において、「保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び環境大臣への登録等並びに不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること」と規定。
- 動物愛護管理法施行規則において、動物取扱業者はみだりな繁殖を防止するための措置について販売に際して対面で説明することを規定。
- 終生飼養やみだりな繁殖防止等についてパンフレット等による普及啓発を実施。また、自治体向けの説明会を実施。
- 自治体による不妊去勢手術助成金一覧を毎年度環境省WEBサイトで公表（不妊手術約780自治体、去勢手術約760自治体が助成の枠組みを設けている）。
- 全国の犬・猫の殺処分数は年々減少し、令和6年度で約7千頭。
- 全国の犬・猫の返還・譲渡率は年々増加し、令和6年度で約83%。
- 自治体職員向けの適正譲渡講習会（適正譲渡に向けた管理や馴化等に関する座学及び実技の講習）を令和6年度から実施。
- 殺処分減などを目指して民間企業等と連携する「人と動物の共生パートナーシッププロジェクト」を令和3年から開始。現在3企業と締結。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進



<講ずべき施策>

- 野犬が多い地域等では、引取り数・殺処分率又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し、野犬の再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があることなどを踏まえ、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。

<取組状況と成果等>

- 令和5年度に自治体に対し、野犬の譲渡等に係る課題の調査を行った結果、「①馴化が困難、譲渡後の問題行動が多い」、「②馴化や事務に関する予算不足や施設の収容力不足」、「③馴化の専門知識を持つ人材の不足」という意見が挙がった。
そのため、野犬の馴化を促進した上で譲渡されることを重視し、令和6年度から以下を実施。
 - ・ 人と動物の共生パートナーシッププロジェクトのパートナー企業による、自治体へのドッグトレーナー派遣の取組を実施。
 - ・ 飼養施設の収容力不足を解消するため、動物収容・譲渡対策施設整備費への補助を実施。
 - ・ 自治体職員向けの適正譲渡講習会（適正譲渡に向けた管理や馴化等に関する座学及び実技の講習）を実施（譲渡後の犬の行動変化や、譲渡時に飼い主に伝えるポイント等）。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進



<講ずべき施策>

- 犬又は猫の譲渡の促進に当たっては団体への譲渡が効果的であることを踏まえつつ、団体への適正な譲渡の推進に向けた現状や課題を整理し、対応について検討すること。
- 令和元年改正法において、都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすることや動物愛護管理センターが行う業務が明確化されたことを踏まえ、災害対応や多様な関係者の参画及び協働にも役立つ地域拠点としての役割も考慮して、引き続き、返還又は譲渡の促進に向けた施設整備を推進すること。

<取組状況と成果等>

- 自治体と民間団体の連携について、令和7年度に自治体へアンケートを行い、現状・課題を整理。また、好事例を動物愛護管理研修や適正譲渡講習会において周知。
- 人と動物の共生パートナーシッププロジェクトのパートナー企業による、自治体及び民間団体への譲渡会会場の貸出し及び、譲渡会イベントの実施、民間団体の情報提供及びサポートを実施。
- 都道府県等が行う動物収容・譲渡対策施設整備に対して平成21年度から1/2補助を実施。
 - (1)都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付（補助率：1／2）
 - (2)災害時におけるペット連れ被災者の一時預かり拠点施設の整備に対して、補助金を交付（補助率：1／2）

(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進



<講ずべき施策>

- 令和元年改正法により、愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底等を図るとともに、通報への対応等の明確化及び必要な体制の構築について検討すること並びに警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。
- 終生飼養の責務は、飼い主に最後まで責任をもって動物を飼育することを求めるものだが、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康及び安全の保持の観点から行う譲渡や引取り等が否定されるものではなく、こうした終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めること。
- 不適正飼養等に起因して、周辺的生活環境が損なわれている事態や動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合には、令和元年改正法により報告徴収又は立入検査が可能となったことを踏まえ、地方公共団体の指導、監督の強化等に向けた環境を整備すること。

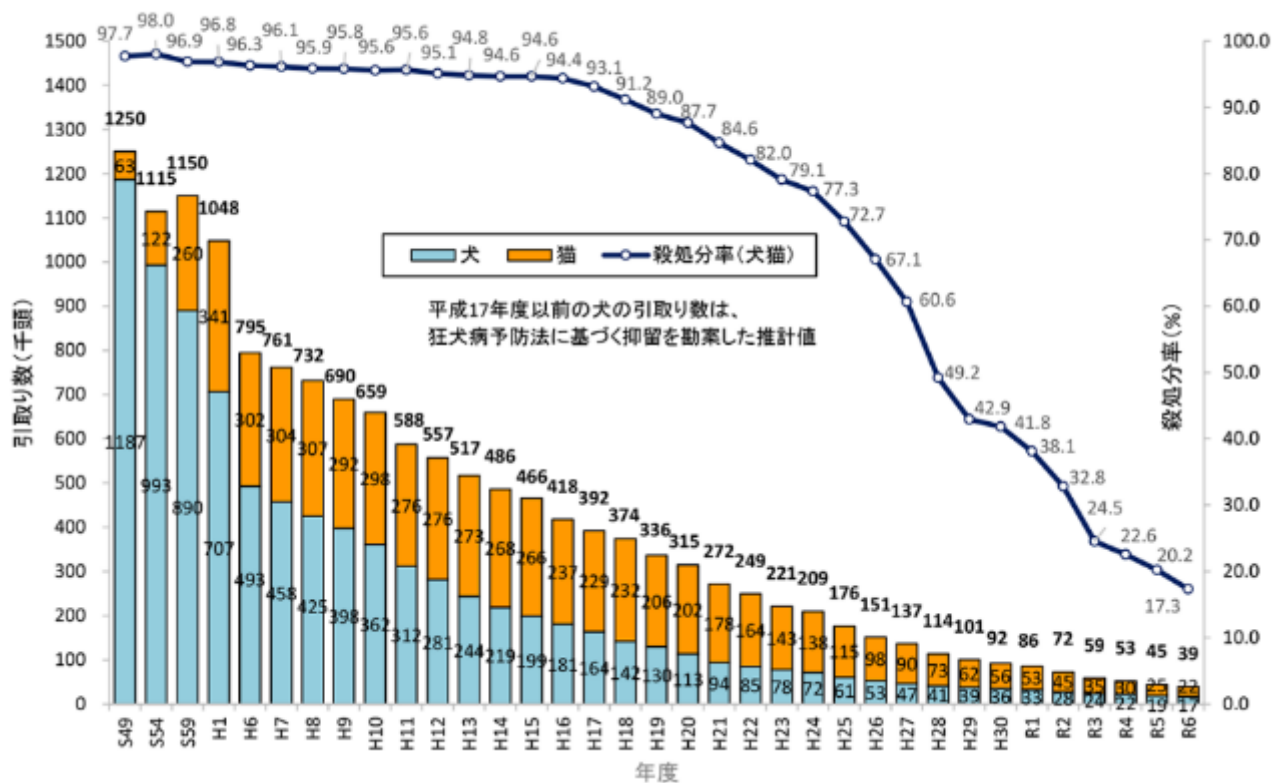
<取組状況と成果等>

- 動物虐待事犯の検挙事件数は、令和元年度に105件、令和5年度に181件と過去最大数となった後、令和7年度は172件と、近年横ばい状況。
- 動物虐待等に関する対応ガイドラインの策定・公表（第1版 令和4年3月発行。第2版 令和7年3月発行）。
- 動物虐待等対応強化に向けた自治体向けの動物虐待等科学的評価研修会を実施（平成29年度から毎年開催）。
- 自治体及び警察に対し、動物虐待等の判断に向けた専門家による検査等の支援を実施。
- 動物虐待等を発見した際の自治体通報窓口の一覧を整理し、動物愛護管理室WEBサイトに公開。
- 「どうぶつ愛護フェスティバル」等にて、終生飼養に関するパンフレット等を用い、終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう普及啓発を実施。
- 「人と動物の共生パートナーシッププロジェクト」の一環として、行き場を失った犬猫が新たな飼い主のもとに引き取られ、終生にわたり安心して暮らせるよう、譲渡活動を促進。
- 周辺的生活環境の保全のために実施した指導・助言件数は令和2年は78件だったところ、令和6年度は1,133件。立入検査数は令和2年は38件だったところ、令和6年度は647件。

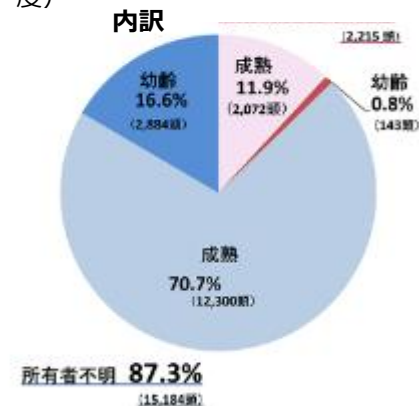
犬猫の引取り・譲渡促進（引取り数の推移）

- 犬・猫の引取り数は年々減少しており、令和6年度で約3万9千頭。
- 引取り数は犬よりも猫の方が多く、犬は成熟個体、猫は幼齢個体の割合が大きい。

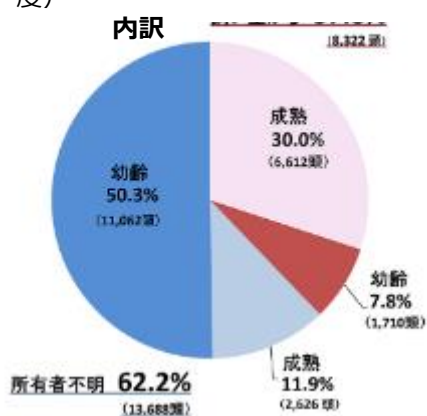
全国の犬・猫の引取り数の推移



犬の引取り数：約1万7千頭（R6年度）



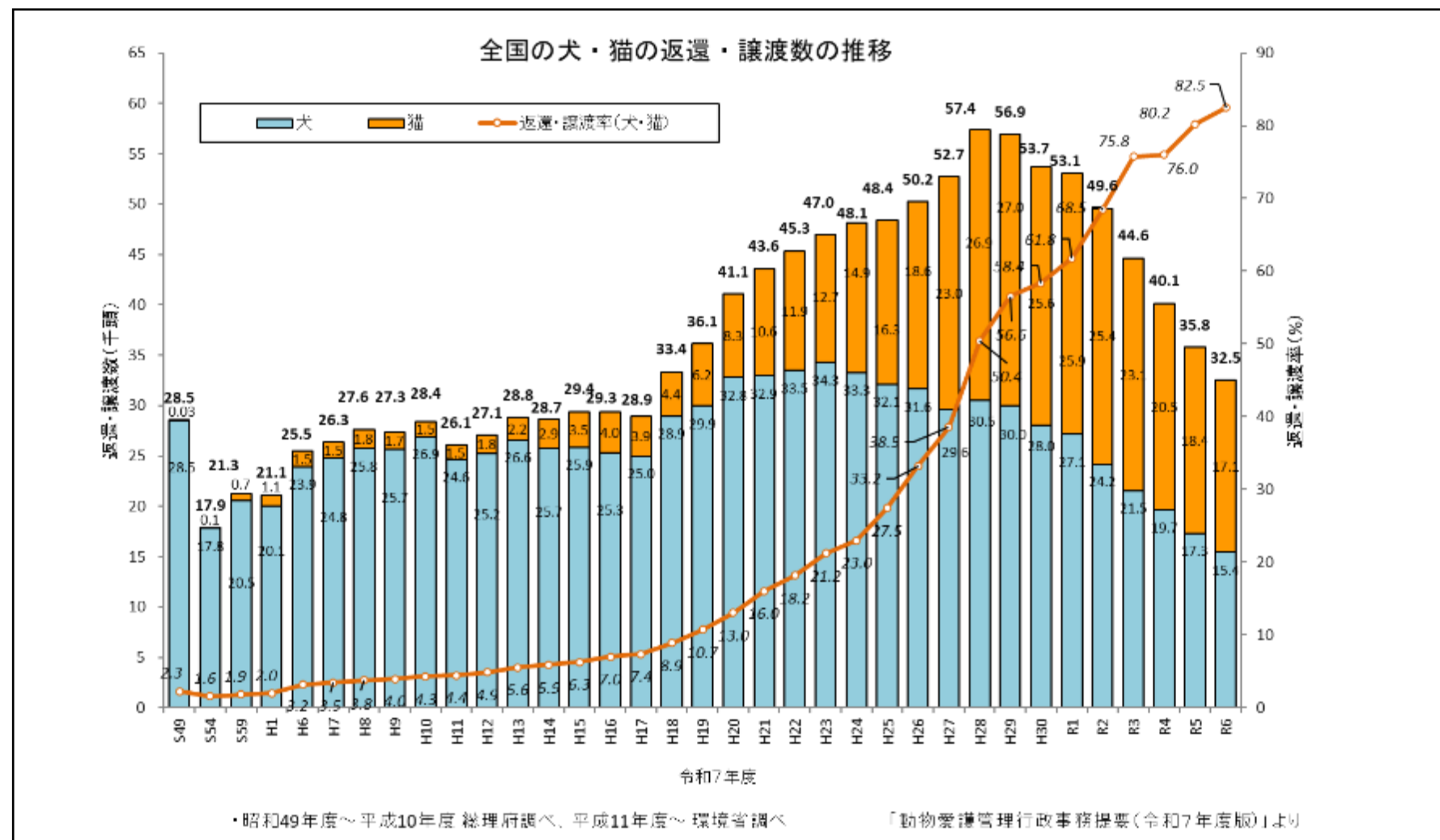
猫の引取り数：約2万2千頭（R6年度）



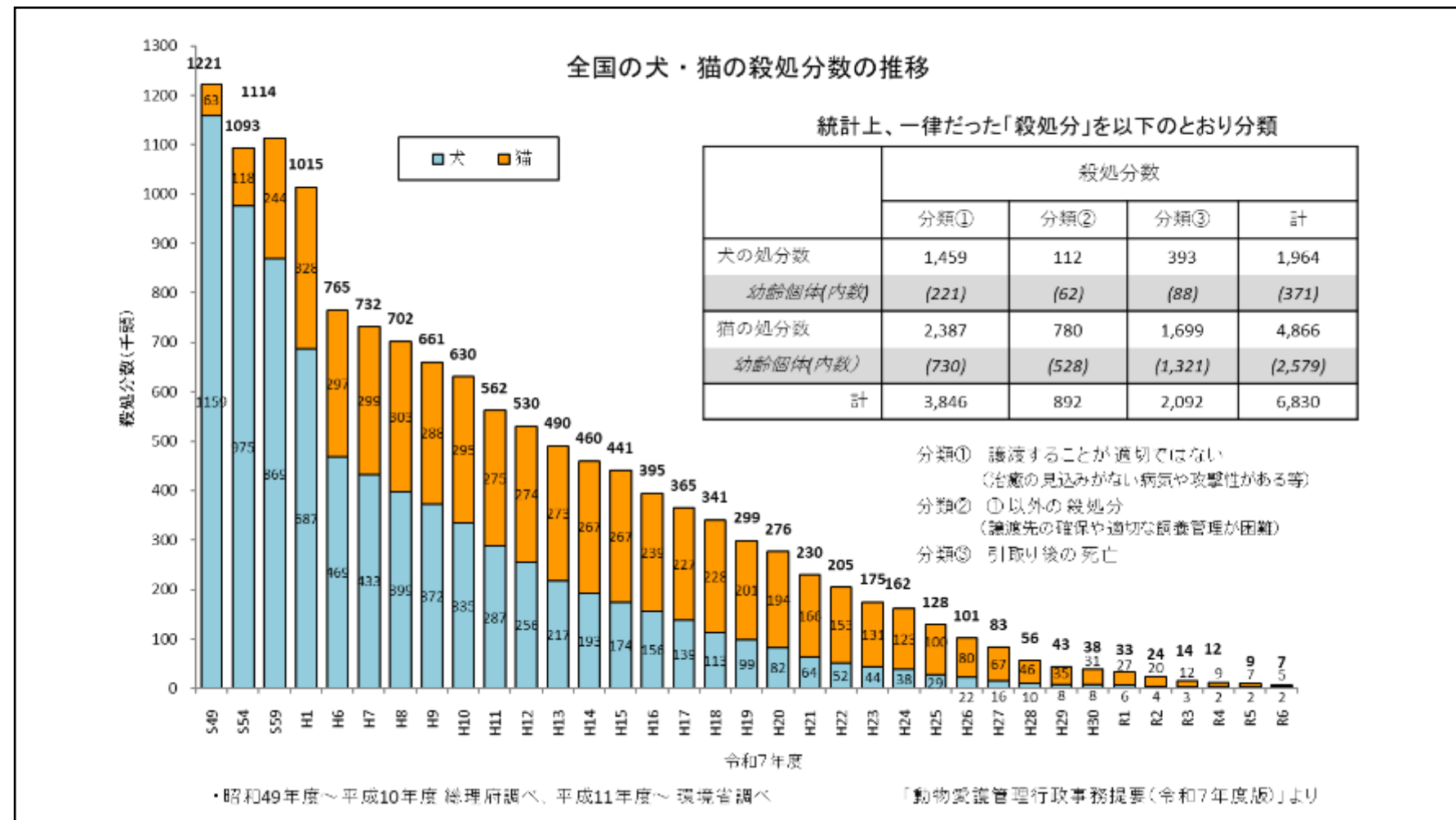
・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～環境省調べ「動物愛護管理行政事務提要(令和7年度版)」より

犬猫の引取り・譲渡促進（返還・譲渡数の推移）

■ 犬・猫の返還・譲渡率は年々増加しており、令和6年度で約83%。



- 犬猫の**殺処分数は年々減少**（自治体・民間等の譲渡促進等の取組が殺処分数の減少に**大きく貢献**）
令和6年度：約**7千頭**（犬2千頭、猫5千頭（**猫は幼齢個体が多い**））
- 殺処分数には、動物福祉の観点から安楽殺等が必要なもの、収容後に自然死したものが含まれる。



■ 概要

動物愛護行政を担当する自治体職員等に向け、動物の適正譲渡に向けた馴化（人慣れ）等に関する座学及び実技の講習を令和6年度から実施。

○令和7年度 実施概要

参加対象：全国の動物愛護行政に関わる自治体職員及び動物愛護管理センターで犬猫を飼育する外部スタッフ

講座一覧

座学1 __ 犬の適正譲渡について（犬の行動学、犬の問題行動の対処方法、譲渡におけるマッチング等）

座学2 __ 猫の適正譲渡について（猫の行動学、譲渡適性を上げる環境づくり、猫の問題行動の対処方法、譲渡におけるマッチング、譲渡時に迎え主へ伝えること等）

犬猫の引取りから譲渡まで（センターでの動物の飼養管理方法、犬猫における感染症等）

座学3 __ センターでの動物管理や譲渡促進に向けた好事例の紹介等（青森県、川崎市、大分県等）

実 技 __ 犬の問題行動に関する飼養環境の改善や犬への接し方、馴化トレーニング等に関する実技講習

実技の実施会場：札幌、青森、仙台、静岡、香川、宮崎の6か所

■ 開催風景



座学（WEB）



座学（川崎）



実技（香川）



実技（宮崎）



実技（札幌）

人と動物の共生パートナーシッププロジェクト

- 令和3年8月、犬猫の殺処分をさらに削減することを目指しプロジェクトを立ち上げ。
現在までに3者と締結（アマゾンジャパン合同会社、株式会社カインズ、ロイヤルカナンジャパン合同会社）。
- 令和7年4月からは、人と動物の共生する社会の実現に向けて、プロジェクトの目的を殺処分減少・譲渡促進から動物愛護管理全般に拡大。
- 企業や団体等が推進する全国規模の取組のうち、
①企業・団体等と環境省、②企業・団体等同士 で連携・協力して取り組む活動を対象。



2021(令和3)年



犬や猫を飼いたい方が安心して利用できる近隣の保護団体についての情報提供 等

2024(令和6)年



自治体等が開催する保護犬・保護猫譲渡会の会場として、店舗の一部を無償で提供 等

2024(令和6)年



動物愛護管理センターへドッグトレーナーを派遣し、トレーニングを実施 等

パートナーと自治体との連携事例

わんにゃんまちごとマンスリー 名古屋

- パートナー3者（アマゾンジャパン合同会社、株式会社カインズ、ロイヤルカナンジャパン合同会社）と名古屋市・名古屋市獣医師会による社会課題解決を目指す官民連携プロジェクト。
- 令和8年年1月21日から2月22日までの1か月間を「わんにゃんまちごとマンスリー」と位置づけ、市民・行政・企業が一体となり、名古屋のまち全体で“人とペットが共に暮らしやすい未来”を描く。

まちごとアダプションパーク



動物愛護管理センターにいる保護犬・保護猫との出逢いの機会を創出。

譲渡会の開催



保護犬・保護猫の譲渡会のほか、人とペットとの共生に関する展示やステージイベントも実施。



【令和7年度補正予算額 80百万円】

【令和8年度当初予算額 189百万円（189百万円）】

自治体が行う動物収容・譲渡対策施設の整備に対し、補助を行います。

1. 事業目的

- ①都道府県等が引き取った犬猫を収容し馴致訓練や譲渡会等の取組を促進する施設の整備を図ることで、返還・譲渡の機会増大につながり、もって、返還・譲渡率の増加による殺処分数の削減に寄与する。
- ②災害時におけるペット連れ被災者の円滑な避難と広域的な支援体制の推進整備を図る。

2. 事業内容

(1)都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）

- ・都道府県が引き取った犬猫について、動物愛護管理基本指針（令和2年4月改正）における目標である平成30年度比50%減の殺処分数約2万頭を達成するも、依然として年間約7千頭の犬猫が殺処分されている状況。
- ・引き取った犬猫を収容し譲渡会等の取組を促進する施設の確保が喫緊の課題だが、施設老朽化による更新時期にあり、短期間で集中的な整備が必要。

(2)災害時におけるペット連れ被災者の一時預かり拠点施設の整備に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）

- ・近年多発する災害時における被災ペット対策として、ペットの一時預かり機能を備えた拠点施設を整備する必要性の高まり。
- ・防災基本計画（令和7年7月修正）…市町村の事務に、避難所等に家庭動物と同行避難した被災者の受け入れの平時からの準備や周知が求められる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業、間接補助事業（補助率：1／2以内）
- 補助事業 都道府県、政令市及び中核市、等
- 実施期間 単年度

4. 事業イメージ



動物愛護センターの新築



譲渡のための施設改修

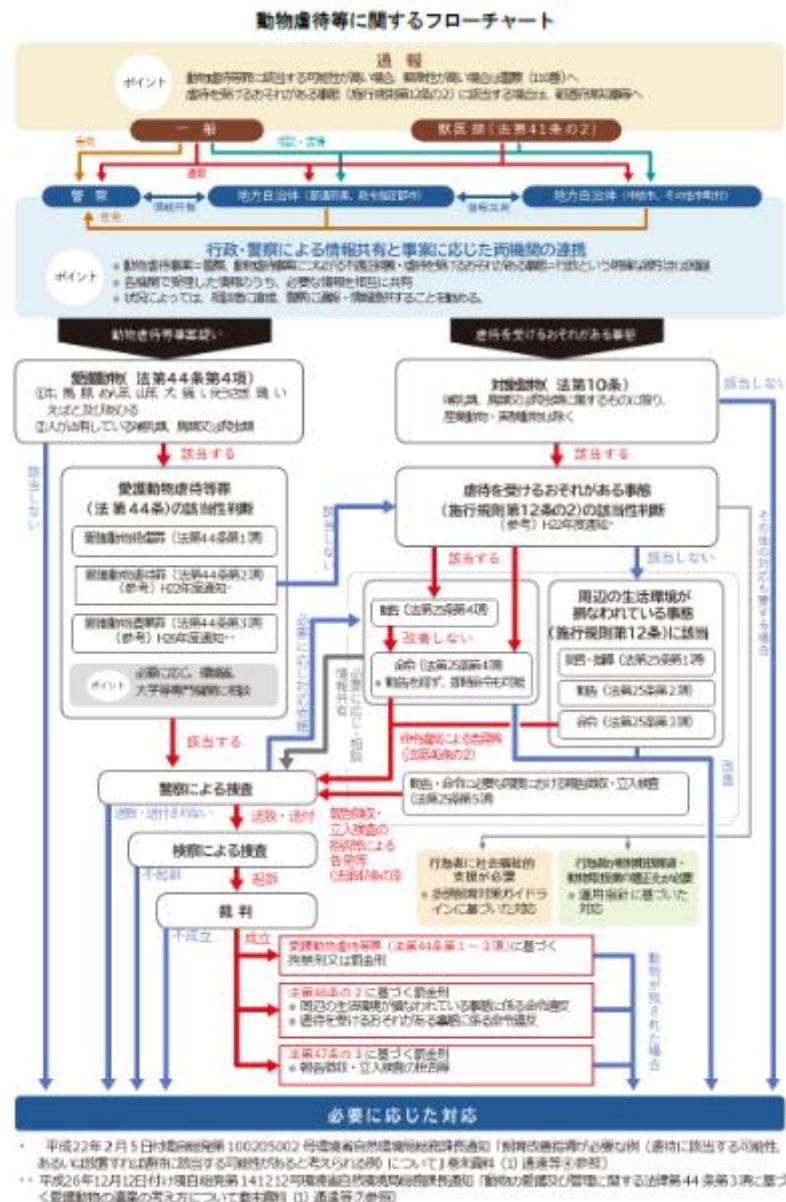


収容設備の増改築



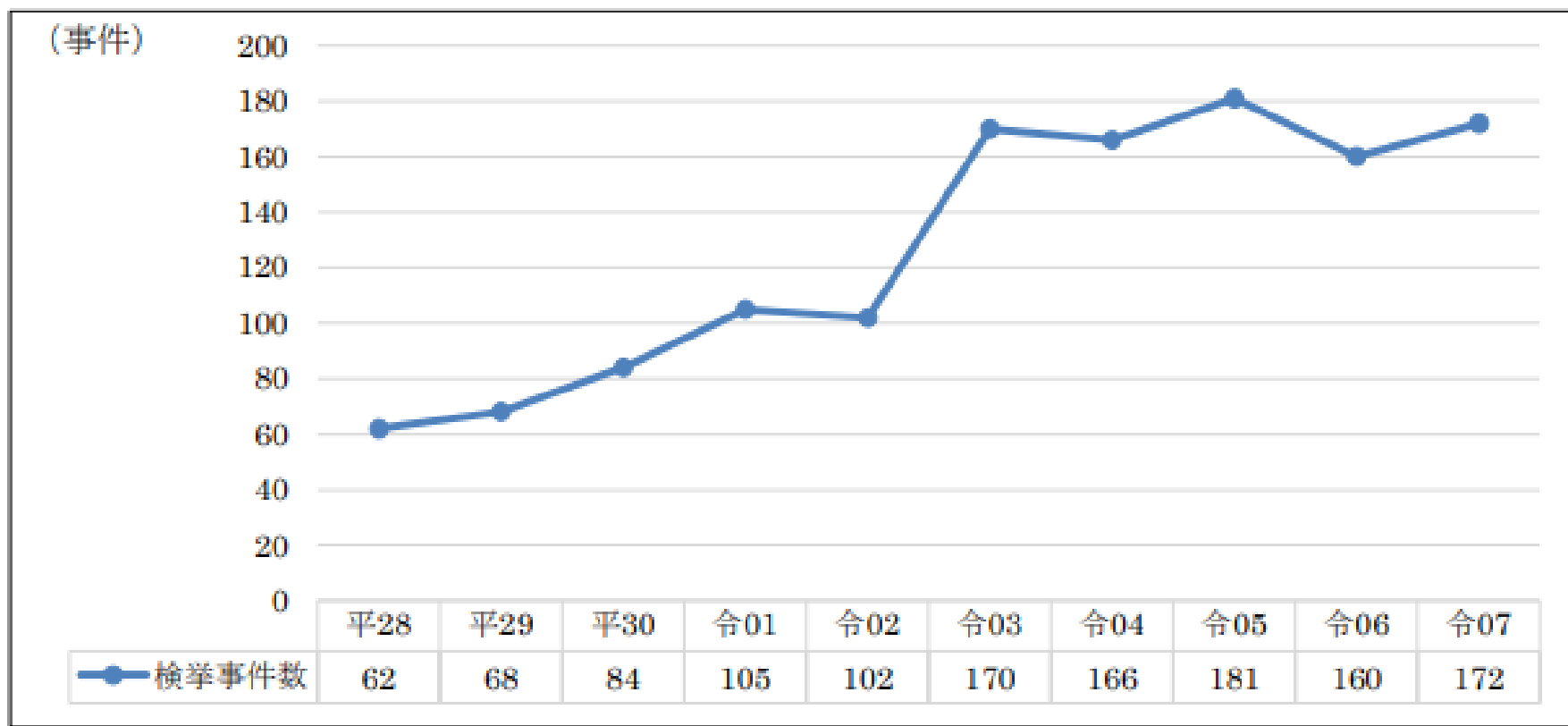
災害時の一時預かり拠点施設の整備

-
- 動物虐待等に関する
対応ガイドライン
- 久保田隆夫
- 環境省
Ministry of the Environment
-



- 令和 7 年の動物虐待事犯の検挙事件数は172事件（前年度より12件増加）
- 近年の検挙事件数は横ばい

図表 22 過去 10 年間ににおける動物虐待事犯の検挙事件数の推移



注 愛護動物を殺傷するなどの動物愛護管理法第 44 条違反に係る事犯

引用元：令和 7 年における生活経済事犯の検挙状況等について
（警察庁生活安全局生活経済対策管理官）

(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止



<講ずべき施策>

- 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。
- 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること。
- 多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、関係する地方公共団体の福祉部局等との連携を強化し、周辺の生活環境の保全等を図る措置の在り方について検討し、ガイドラインを作成すること。

<取組状況と成果等>

- 地域猫活動を行う際の留意点等を盛り込んだ「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」等を踏まえ、パンフレット等を用いて普及啓発を実施。
- 自治体職員向け研修で地域猫を議題とした講義を実施（令和4年度から）。
- 自治体による不妊去勢手術助成金一覧を毎年度環境省WEBサイトで公表（不妊手術約780自治体、去勢手術約760自治体が助成の枠組みを設けている）。
- 自治体の福祉部局とも連携し、多様な機関が連携して取り組むことの重要性等について解説した「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」を令和3年に作成し、継続的に周知を実施。
- 自治体職員向け研修で多頭飼育問題における多機関連携を議題とした講義を実施（令和6年度から）。

(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

<講ずべき施策>

- 特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知を推進し、遵守を徹底すること。
- 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。
- 特定動物に関連する法令遵守のため、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

<取組状況と成果等>

- 動物愛護管理室WEBサイト及び動物愛護管理法概要パンフレットの特定動物に関するページ内の一番上に、愛護目的での飼養・保管が禁止された旨を明記。
- 「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の一部施行（特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置関係）について」（通知）を令和2年に発出。
- 「動物の愛護及び管理に関する法律の特定動物に関するQ & Aについて」を令和2年から令和7年にかけて発出。

人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン ～社会福祉と動物愛護管理の他機関連携に向けて～（令和3年3月発行）

○ガイドラインのねらい

多頭飼育問題の背景には生活困窮や社会的な孤立等があり、社会福祉的支援が必要な飼い主が多いこと、飼い主から強制的に動物を取り上げることが難しいこと、再発リスクが非常に高いこと、根本的な解決のためには飼い主に働きかける必要があることから、「人の問題」と「動物の問題」として別々に対応するのではなく、関係者が連携して対応することが重要。

本ガイドラインでは、社会福祉部局、動物愛護管理部局をはじめとする多様な関係主体が連携・協働し、多頭飼育問題の予防と解決に向けて取組を進めるための考え方、対策等を整理。

人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン ～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～

第1章 多頭飼育問題とは

1. 多頭飼育問題の3つの影響

飼い主の生活状況の悪化
動物の状態の悪化
周辺的生活環境の悪化



2. 対策の3つの観点

飼い主の生活支援
動物の飼育状況の改善
周辺的生活環境の改善

3. わが国における多頭飼育問題の現状

4. 多頭飼育問題が生じる社会的背景 ―生活困窮と悪循環のおそれ
5. 発生構造―行われぬ繁殖制限

第2章 多頭飼育問題への対応

1. 官民を超えた多様な主体・関係者による連携の重要性
2. 関係法令
3. 多頭飼育問題への対応
 - ・ 予防－発見－発見後対応－再発防止 の対応の流れ
 - ・ 対策に当たっての留意事項（個人情報保護、感染症予防等）

第3章 事例紹介



(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

<講ずべき施策>

- 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行うこと。
- 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップの装着を始めとする所有明示措置の必要性に関して啓発を推進しつつ、マイクロチップ装着等の義務対象範囲について検討すること。

<取組状況と成果等>

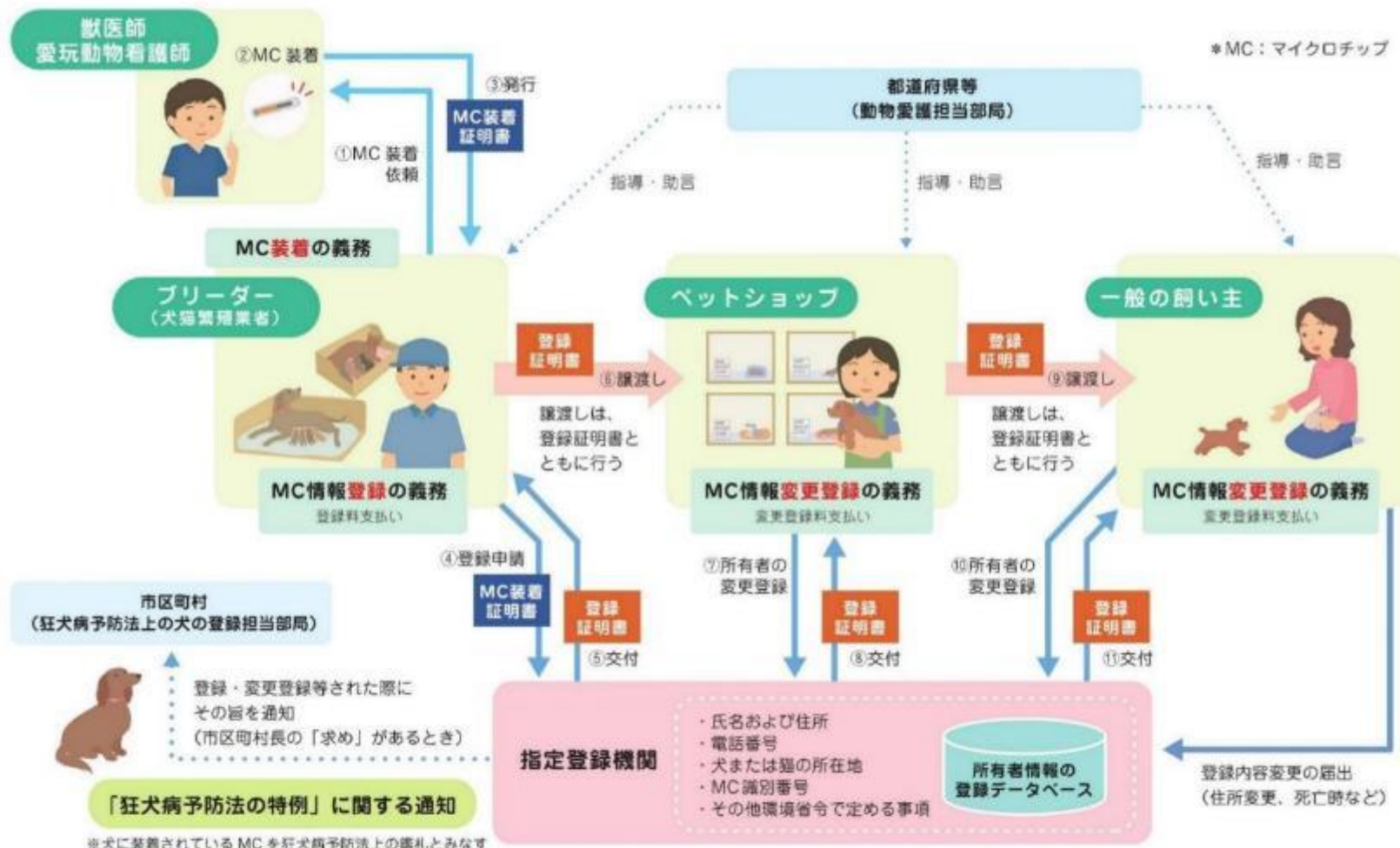
- 販売される犬・猫のマイクロチップ装着・登録の推進に向けて以下の取組等を実施。
 - ・ 令和7年に省令を改正し、狂犬病予防法の特例制度※1に関する転出通知を施行。
 - ・ 令和7年に自治体向けのマイクロチップ制度に関するQAを更新。
 - ・ 令和7年から飼養管理基準超過等に違反した疑いのある犬猫のアラートを開始。
 - ・ 令和7年に「獣医師及び動物愛護管理行政担当者のためのマイクロチップの装着・読取りガイドライン」を更新。
 - ・ 令和8年度から狂犬病予防法に基づく手数料との決済連携機能※2を開始。
 - ・ 毎年度、パンフレット・ポスターによる普及啓発を実施。
- 令和7年度に実施した自治体へのアンケートでは、マイクロチップの装着・登録の対象拡大について、約7割の自治体が賛成。特に譲渡犬猫（第2種動物取扱業）への適用を求める傾向あり。

※1 狂犬病予防法の特例制度：犬の所在地を管轄する市区町村が本制度に参加していれば、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」から登録を受けた際に、指定登録機関からその市区町村に、登録された犬の情報や所有者情報が通知。その通知が狂犬病予防法に基づく登録の申請等とみなされ、装着されたマイクロチップは狂犬病予防法に基づく鑑札とみなされる。

※2 決済連携機能：犬の所在地を管轄する市区町村が本機能への申込みをしていれば、犬の飼い主がマイクロチップの登録手数料を納付した後、狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料納付のため、任意の市区町村のサイトへ画面遷移をする仕組み。

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ（販売ルート）

* MC：マイクロチップ



●犬猫等販売業者（ブリーダー・ペットショップなど）については、MC装着・情報登録を義務化。

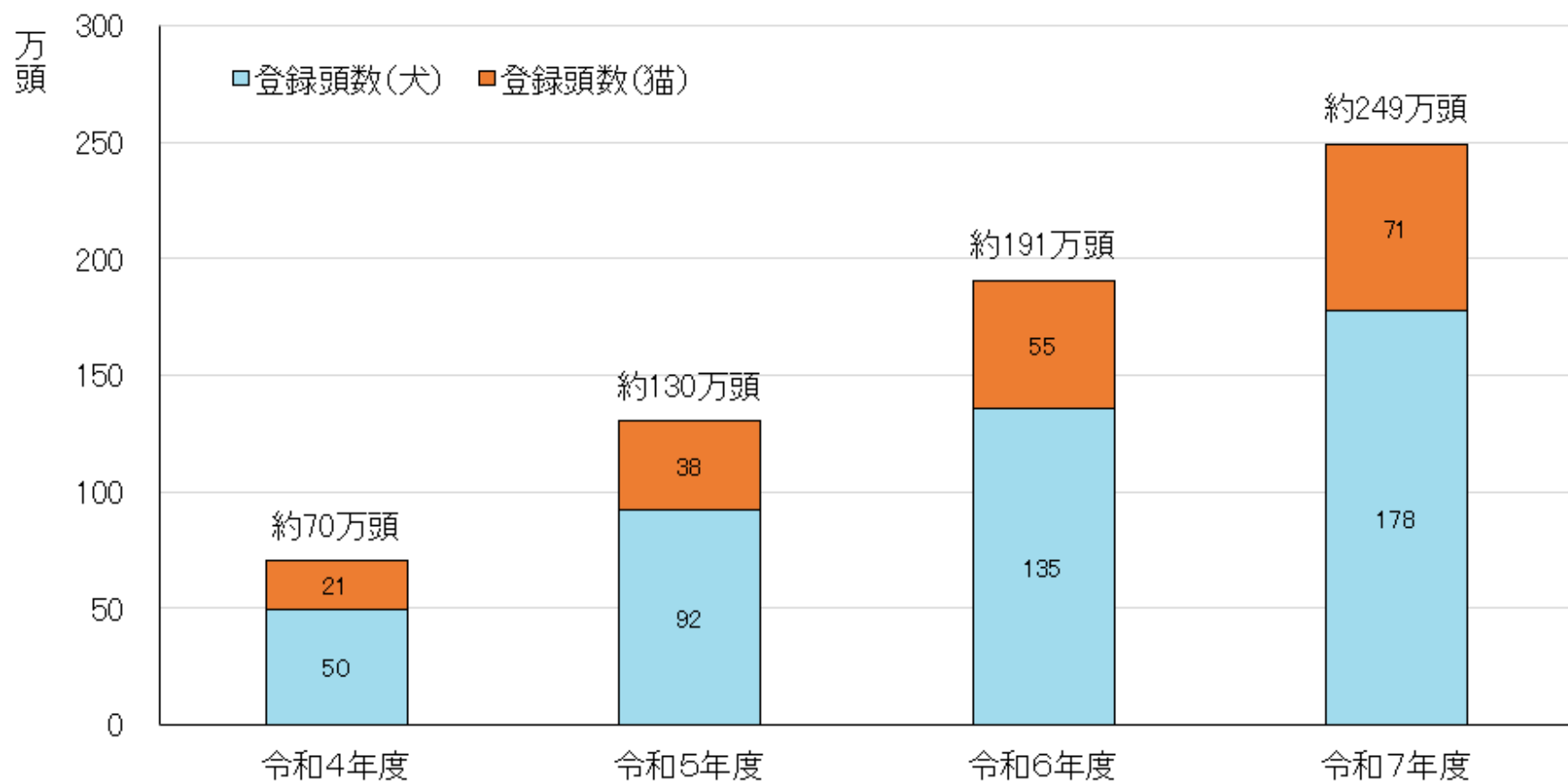
●MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は400円（用紙による申請の場合は1,400円）。

原案：環境省
制作：公益社団法人日本愛玩動物協会

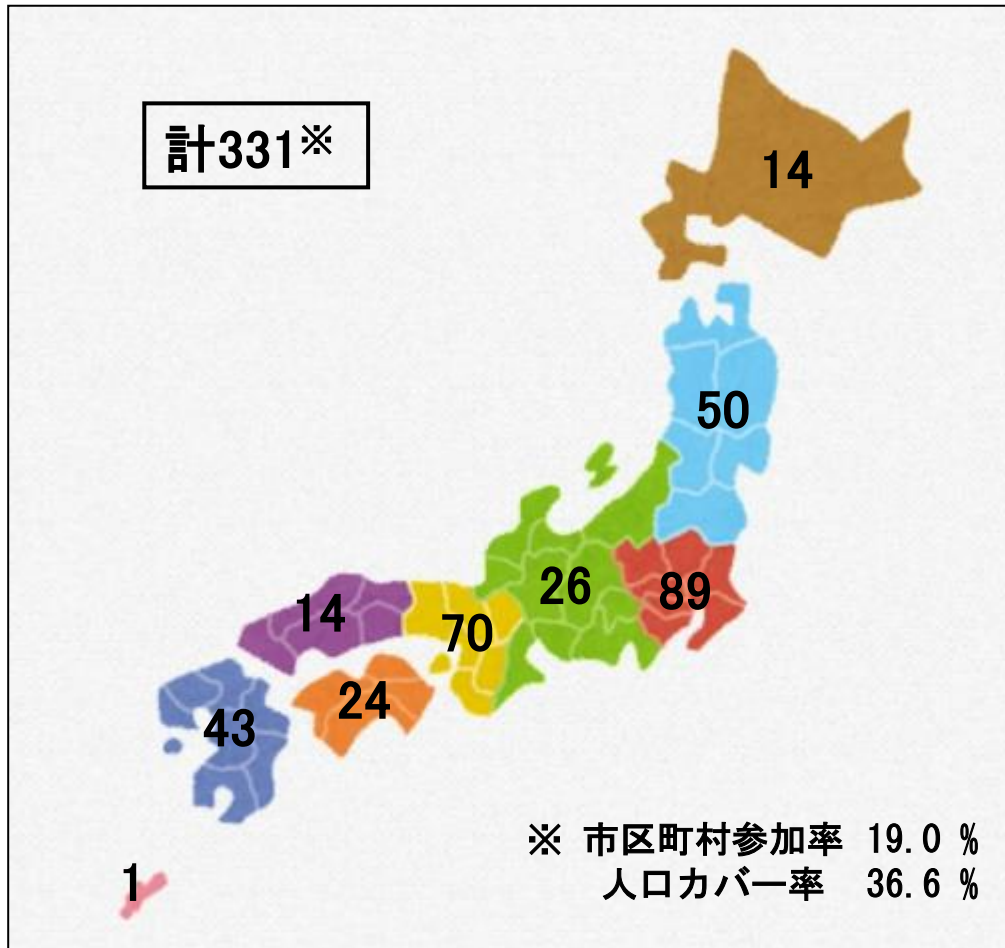
■ マイクロチップの登録頭数は年間約60万頭ペースで増加



注1 死亡等が届け出られた犬猫の頭数は含まない
1万頭未満は四捨五入

注2 令和4年度は法律施行の令和4年6月1日
から登録された数値

特例制度の参加状況（令和8年7月1日時点）



＜政令指定都市・中核市・特別区の状況＞

○東北地方

- ・岩手県: 盛岡市
- ・福島県: 郡山市

○関東地方

- ・埼玉県: 越谷市
- ・千葉県: 船橋市、柏市
- ・東京都: 目黒区除く22区、八王子市
- ・神奈川県: 川崎市、相模原市

○中部地方

- ・福井県: 福井市
- ・岐阜県: 岐阜市
- ・静岡県: 静岡市

○関西地方

- ・京都府: 京都市
- ・大阪府: 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市
- ・奈良県: 奈良市

○中国地方

- ・広島県: 福山市
- ・山口県: 下関市

○四国地方

- ・愛媛県: 松山市
- ・高知県: 高知市

○九州地方

- ・福岡県: 北九州市、福岡市

緑：政令指定都市（8）

青：中核市（20）

黄：特別区（22）

●【求め】をしている市区町村の数

北海道	14	青森県	13	岩手県	16	宮城県	5	福島県	11	茨城県	4	栃木県	1	群馬県	2
埼玉県	6	千葉県	25	東京都	45	神奈川県	11	新潟県	1	石川県	1	福井県	9	岐阜県	2
静岡県	7	愛知県	1	三重県	5	京都府	1	大阪府	36	奈良県	13	和歌山県	20	鳥取県	1
広島県	4	山口県	9	徳島県	2	愛媛県	8	高知県	14	福岡県	33	熊本県	8	鹿児島県	2
沖縄県	1														

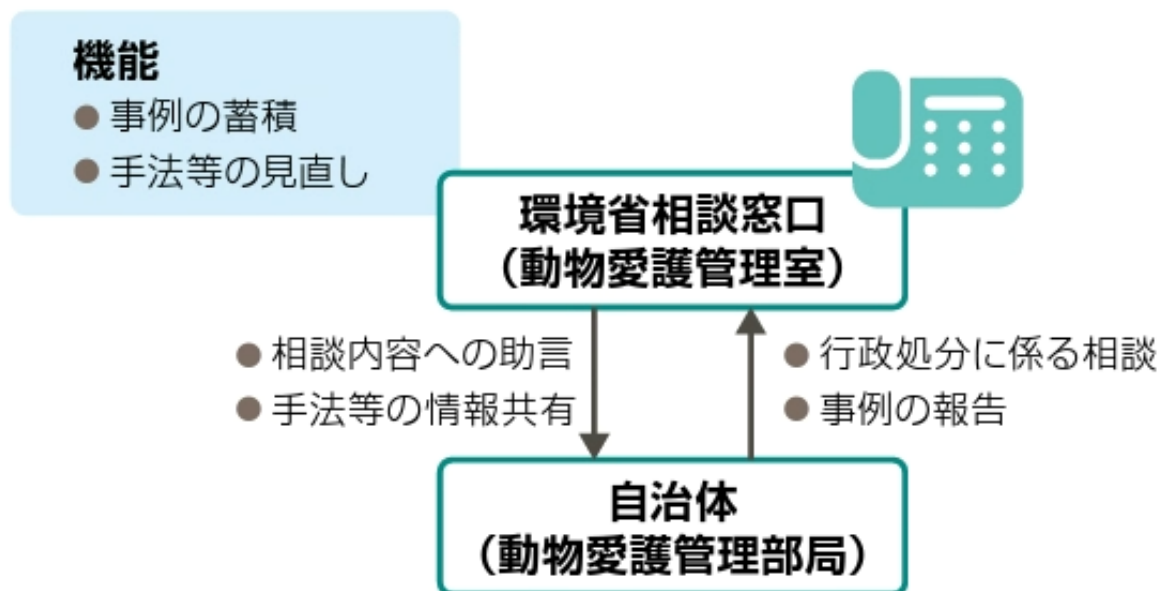
<講ずべき施策>

- 登録制度の遵守の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化等、新たな規制の着実な運用を図ること。
- 動物取扱業の更なる適正化に必要な、地方公共団体による動物取扱業者に対する制度の周知や指導及び監視の強化並びに規制の実効性の確保が必要であり、これらに対する支援を検討すること。
- 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その主体的な取組を促進すること。

<取組状況と成果等>

- 令和2年施行の改正動物愛護管理法施行規則において、動物取扱責任者の要件の厳格化、犬猫に関する帳簿の備付けの義務化を規定。
- 令和3年施行の飼養管理基準省令において、犬猫の基準の具体化を実施。また、飼養管理基準の細部解釈と運用指針を作成・公表。
- 現在、犬猫の以外の哺乳類の飼養管理基準省令の具体化に向けて審議中。
- 現在、爬虫類の飼養管理基準省令の具体化を検討中。
- 飼養管理基準等の解釈・運用等に関する自治体向けの相談窓口を設置。年間約200件の問い合わせ。
- 令和5年度に自治体の協力のもとペットオークション・ブリーダーへの一斉調査を実施し事業者の遵守状況を把握（全国のブリーダー約1400事業所の約5割に当たる665事業所で法令違反）。確認された違反事例の是正対応等を令和6年度に自治体に要請し、是正状況を令和7年度に確認（約8割是正）。
- 優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上に向けて、ペット産業団体等と定期的な意見交換を実施。悪質な事業者を排除し、優良な事業者が経営を持続できる仕組みを業界と連携し今後検討。併せて、現在の規制内容の効果や課題等をレビューすることを検討。

- 動物取扱業に関する動愛法令の解釈について不明な点や、勧告、命令、登録取消処分等に際して、自治体が任意で環境省へ相談する仕組み。
- 2021（令和3）年5月の運用指針で周知してから現在まで、累計1,200件以上（最近は年間200件程度）の実績がある。
- 自治体による一連の対応について、環境省に全国各地の事例を蓄積し、自治体を支援することが目的。



(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

<講ずべき施策>

- 関係省庁、団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、「3 Rの原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知の推進や遵守の徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。
- 令和元年改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。

<取組状況と成果等>

- 関係省庁等と連携し、3 Rの原則の推進を進めるとともに、環境省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の研究機関等における実験動物の飼養保管等の基準の遵守状況について毎年調査を行い、各省庁のWEBサイト上で結果を公表。
- 実験動物の飼養等施設における実験動物取扱いの実態に関する調査を令和5年度実施し、結果を公表。
 - ・ 機関内規定について、約9割が策定。
 - ・ 指針の遵守状況自己点検・評価について、約8割が実施、約1割が実施予定。
 - ・ 自己点検・評価結果について、約7割が公表。
 - ・ 第三者による検証について、約6割が実施、約2割が実施予定。

動物愛護管理法 令和元年改正の附則

第8条

- 1 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者（第1条による改正後の法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業者及び第1条による改正後の法第24条の2に規定する第二種動物取扱業者をいう。第3項において同じ。）に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第9条

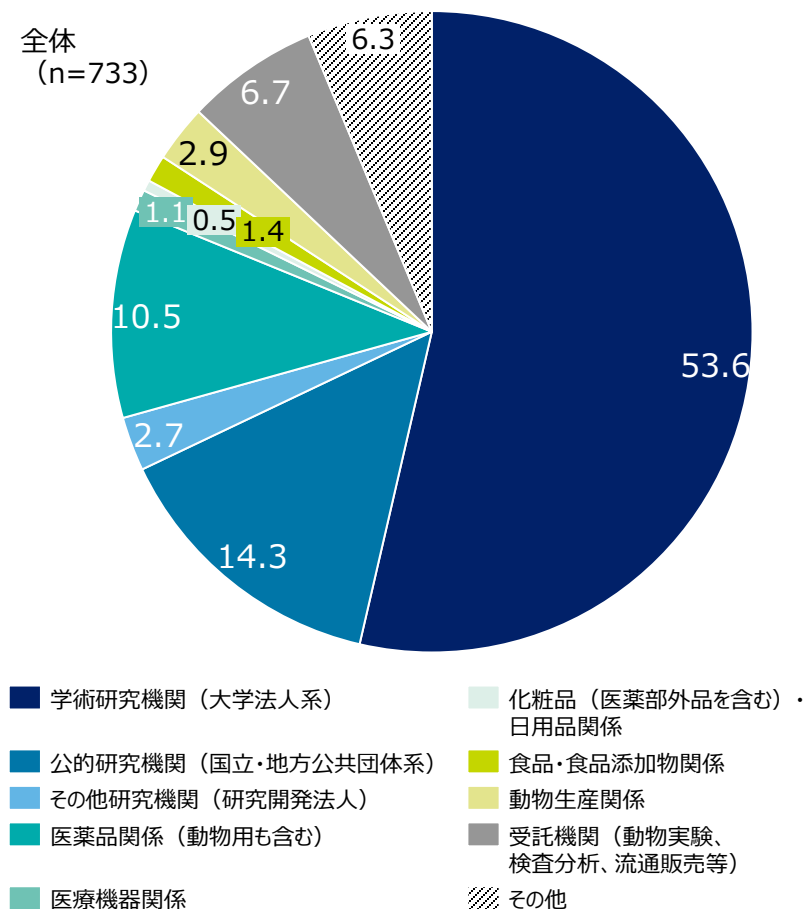
- 3 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

実験動物取扱いの実態に関する調査(令和5年度)

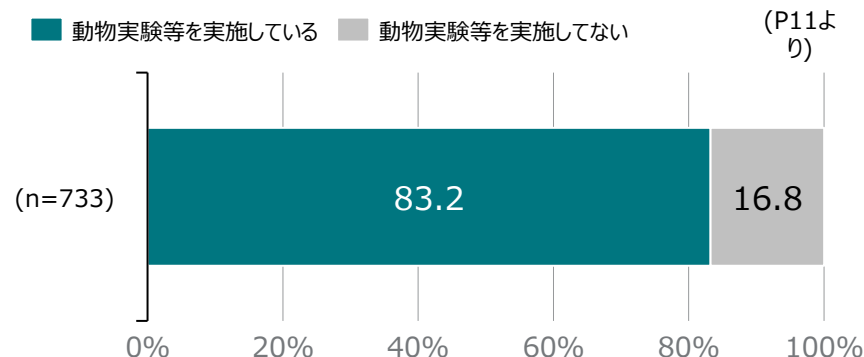
国内の実験動物の飼養または保管等を行う施設（以下、「施設」とする。）における実験動物取扱の実態に関して統一的かつ網羅的に把握するための調査を実施した。
（調査結果は環境省のHP上に公開）

「実験動物取扱いの実態に関する調査」 調査（R5年度実施）結果抜粋（1/2）

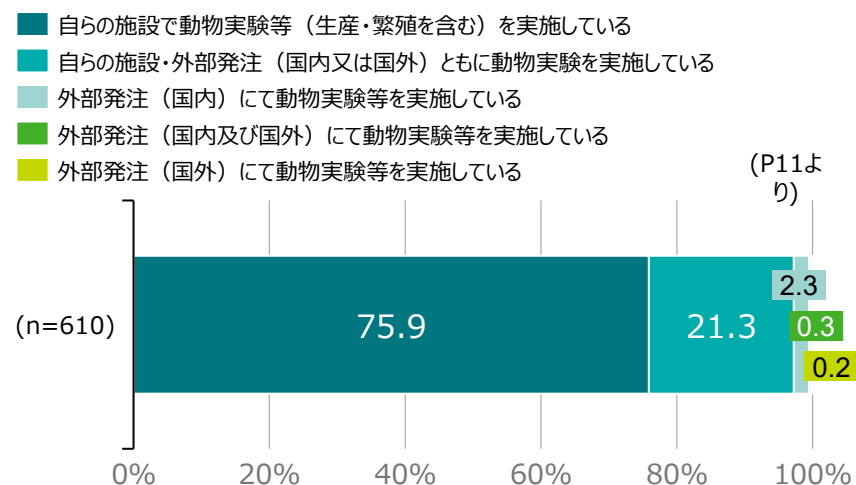
御回答者様の所属機関の属する業界（または加盟団体）を教えてください。
複数に当てはまる場合は主たる業界として該当するものを御回答ください。



令和4年度中（令和4年4月～令和5年3月）に、動物（哺乳類、鳥類及び爬虫類を対象とする。）を用いた実験等を行っていますか。または、実験等の外部発注（委託等）を行っていますか。

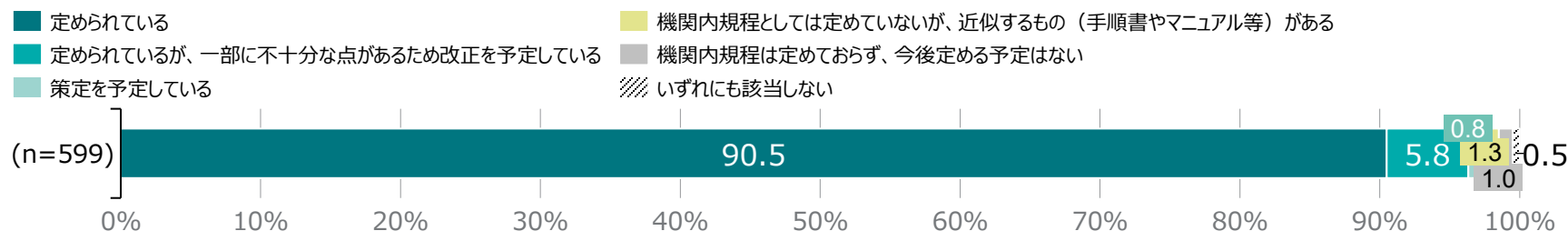


上記設問にて「動物実験を実施している」と回答した機関の内訳

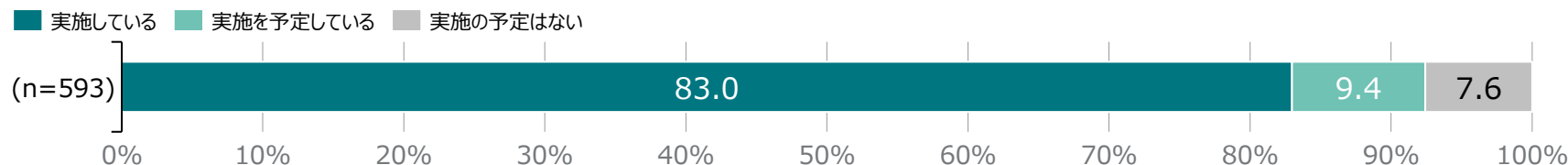


「実験動物取扱いの実態に関する調査」 調査（R5年度実施）結果抜粋（2/2）

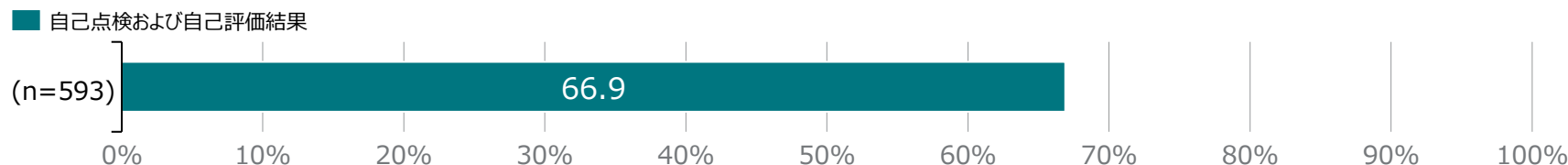
実験動物の飼養保管及び動物実験等に関する規程（以下、「機関内規程」とする）が定められているかを教えてください。*1



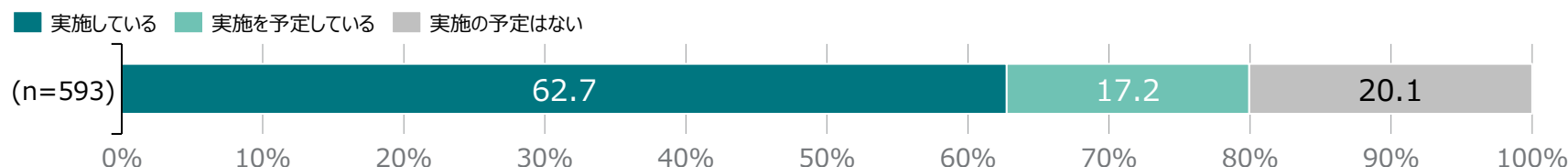
環境省実験動物基準及び本基準に即した各指針の遵守状況にかかる自己点検・評価を実施しているかを教えてください。*2



公表している動物実験等に関する具体的な情報について該当するものすべてを選択してください。*2（自己点検および自己評価結果のみ抜粋）



第三者（外部）による検証（認証）を実施しているかを教えてください。*2



*1「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」または、「自らの施設・外部発注（国内または国外）ともに動物実験を実施している」または、「動物の販売・輸送等の専門機関であり動物実験等は実施しない」と回答した方が対象 *2「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」または、「自らの施設・外部発注（国内または国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方が対象

<講ずべき施策>

- 令和元年改正法において、地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、効果的な連携強化の在り方について検討を行うこと。
- 関係省庁の協力を得ながら、法及び産業動物の飼養保管基準の内容についての周知の推進や遵守の徹底について、効果的な方法を検討し、実施すること。

<取組状況と成果等>

- 関係省庁連絡会議を開催し、産業動物のアニマルウェルフェアに関する意見交換等を実施。
- アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について、農林水産省が令和2年に通知を発出。
- 農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について、環境省及び農林水産省が令和3年に連名による通知を発出。
- 国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について、農林水産省が令和5年に通知を発出。
- アニマルウェルフェアに関する啓発ポスターを令和7年度に作成し、自治体に配布。

○令和 2 年 アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について（農水省通知）

・動物の愛護及び管理に関する法律の改正（令和 2 年 6 月 1 日施行）や国際獣疫事務局が定める国際基準の見直しなども踏まえアニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方を改めて周知

○令和 3 年 農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について（環境省・農水省連名通知）

・農場において産業動物の適切な殺処分が図られるよう通知

○令和 5 年 国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について（農水省通知）

・国内のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、国として、国際基準により示される水準を満たしていくという基本理念を改めて周知するとともに、畜種ごとの農場における飼養管理等に関する技術的な指針（AW指針）を新たに発出

○関係省庁連絡会議を開催（環境省、農水省、厚労省）

・産業動物のアニマルウェルフェアに関する意見交換等を実施

○啓発活動（環境省）

・アニマルウェルフェアの状況を把握する上で役立つ指針である「5つの自由」について啓発ポスターを作成し配布

「5つの自由」とは、

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、② 恐怖及び苦悩からの自由、③ 物理的及び熱の不快からの自由、④ 苦痛、障害及び疾病からの自由、⑤ 通常の行動様式を発現する自由

<講ずべき施策>

- 都道府県以外の地方公共団体においても、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、地域の实情に応じて、ペットの一時預かりや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設整備を含め、必要な体制整備を推進すること。
- ガイドラインの記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること。
- 被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制について事前の体制整備を推進すること。
- 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進すること。

<取組状況と成果等>

- 令和6年に防災基本計画が修正され、ペットの災害対策に関する記載が拡充。地域防災計画に同行避難等の記載がある自治体数は、都道府県：約40、市区町村：約1,400。
- 自治体が整備する災害対策にも資する動物収容・譲渡対策施設整備に対して補助を実施。ペットの一時預かりなど災害対応機能を早期に強化することが必要であることを踏まえ、令和7年度に補正予算で初めて措置（8,000万円）。令和8年度当初予算は、1億8,900万円。
- 災害時のペット同行避難に関する図上訓練を令和4年度から開始。令和7年度は全国8か所で実施、令和8年度は全国11か所で実施予定。
- 人とペットの災害対策ガイドラインを平成30年に策定。能登半島地震の対応等を踏まえ、令和8年度に改訂予定。
- 令和6年度の動物愛護週間はペット防災がテーマであり、中央行事では講演やパンフレットの配布を実施。
- 自治体職員向けの研修（動物愛護管理研修）でペット災害対策の体制整備や関係者間連携についての講演やワークショップを実施。
- 行政から民間団体への広域譲渡モデル事業を実施。
- 災害時の動物園動物救護の対応について、日本動物園水族館協会の取組をイベントや冊子で紹介。
- 東日本大震災、熊本地震、能登半島地震における産業動物の被災状況について、被災動物対応記録集に農林水産省公表資料の一部を記載。
- 展示動物を含む特定動物の被災状況について、災害発生直後より随時内閣府防災と情報を共有。
- 引き続き、関係省庁間の連携・情報共有等を推進。

人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月）

東日本大震災の対応を踏まえ策定したガイドラインを基に、熊本地震での対応課題を整理し、**自治体が人とペットの災害対策を検討する際の参考**として策定。

ガイドラインの内容をベースに
各主体に向けた手引き等を順次作成



【人とペットの災害対策ガイドライン <一般飼い主編>】一般飼い主向け（平成30年9月）

○一般飼い主がペットとの災害対策を検討・準備する際の参考

【被災ペット救護施設運営の手引き】自治体向け（平成31年3月）

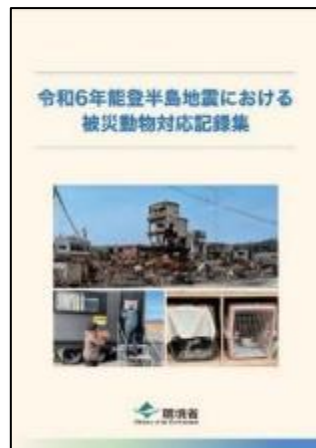
○放浪ペットや一時預かりのペットを収容するための施設運営等の参考

【ボランティアの活動と規範】自治体・ボランティア向け（令和2年3月）

○自治体がボランティアを受け入れる又はボランティアが被災地で活動する際の参考

【災害への備えチェックリスト】自治体（避難所運営者等）向け（令和3年3月）

○避難所での受入れや、災害時に自治体が果たすべき組織運営の参考。



総説

- 災害対応の全般を概観するために、以下の事項について整理。
 - ・ガイドライン策定の**背景や目的**
 - ・ガイドラインの対象と用語の解説
 - ・災害時における**基本的な視点**
 - ・災害時のペット対策に係る法制度の整備状況
 - ・平常時と災害時における**それぞれの役割**（飼い主、自治体、地方獣医師会、民間団体・民間企業等、現地動物救護本部等、ペット災害対策推進協会、国）

本編

- 自治体が地域の実情に応じて人とペットの災害対策を検討する際の参考資料として作成。自治体等による飼い主への適切な普及啓発を促進するため、平常時と災害時に**飼い主がとるべき行動**を整理し、関係機関と連携しながら**自治体等が自ら行う対策を時系列**で記載。

1. 飼い主への普及啓発

- ①平常時の備え ②災害発生時の行動

2. 自治体等が行う人とペットの災害対策

- ①平常時 ②災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）
- ③災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応） ④避難生活での飼い主支援
- ⑤ペット災害対策活動の終息の考え方

- 加えて、災害時の**ペット支援活動を支えるもの**（人材面、支援物資、資金）や、災害への対応で役立つ情報等を参考事項として記載。

「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂について



概 要

- 平成30年に策定した「人とペットの災害対策ガイドライン」について、**令和6年能登半島地震における対応状況を検証**するとともに、**防災基本計画の修正**等を踏まえ、改訂に向けた検討を進めている。
* 能登半島地震での課題：避難所で**ペットの受け入れが拒まれる**、ペットの飼養管理を巡って**他の避難者からの苦情**
- 令和7年10月に「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会を設置、**令和8年3月の会議（第4回）で改訂案のとりまとめ**を行った。
* 改訂に係る**検討会には内閣府にも参画**を依頼し、避難所運営の観点から様々な助言を得た。
- 令和8年6月にパブリックコメント実施。**早期公表**に向けて、パブリックコメント等を踏まえた精査を進めている。

位置付け等

- **自治体**が地域の状況に応じた「人とペットの災害対策」を検討する際の**指針**となるもの。
- 動物担当部局だけでなく、**防災担当部局や避難所運営管理者等との連携**を意識。
※ 飼い主や民間団体等に関する情報も含められるが、あくまでも自治体が各対象へ普及啓発等するための情報として掲載。

改訂のポイント

- **都道府県と市町村の連携**、自治体内の**動物担当部局と防災部局間の連携**などに関する項目を追加・整理
- 発災後に**必要な対応を時系列毎に整理**（ガイドライン中の関連記述へのアクセスのしやすさも工夫）
- 避難所等におけるペットの**飼養環境の整え方**について具体例を交えて解説
- **飼い主に向けた情報の拡充**（避難所だけでなく多様な避難形態があること、飼い主による自助が前提等）
- 同行避難、同伴避難など頻出する**用語の定義を再整理**

自治体に向けての施策

■ 災害時におけるペットの防災図上訓練実施支援事業

- ✓ 災害時の自治体における被災ペット対応や避難所での同行避難者の受入れ、防災部局との連携などを訓練。
- ✓ 課題を洗い出し、自治体の防災体制の向上を図る。令和4年度より実施。

令和6年度実施

- ・青森県青森市
- ・青森県八戸市
- ・埼玉県さいたま市
- ・長野県長野市
- ・愛知県岡崎市
- ・福岡県みやま市

令和7年度実施

- ・北海道江別市
- ・群馬県高崎市
- ・神奈川県川崎市
- ・三重県川越町
- ・兵庫県神戸市
- ・大分県大分市
- ・鹿児島県鹿児島市
- ・沖縄県那覇市

令和8年度実施予定

- 宮城県／福島県／栃木県
- 群馬県／埼玉県／山梨県
- 神奈川県／新潟県／福岡県
- 熊本県／沖縄県



飼い主に向けての施策

■ 令和7年 動物愛護週間中央行事屋内行事

- ✓ 「人もどうぶつも守る防災術」をテーマに、災害時の人とペットの安全な避難などについて考える講演やシンポジウム等を実施。

■ 「ペットと防災 環境省×うんこドリル」作成配布

- ✓ 令和5年度に作成した「ペットの心得」に続く、うんこドリルの2作目を防災をテーマに作成、自治体を通じて配布を行う。



動物収容・譲渡対策施設整備費補助

【令和7年度補正予算額 80百万円】

【令和8年度当初予算額 189百万円（189百万円）】

自治体が行う動物収容・譲渡対策施設の整備に対し、補助を行います。

1. 事業目的

- ①都道府県等が引き取った犬猫を収容し馴致訓練や譲渡会等の取組を促進する施設の整備を図ることで、返還・譲渡の機会増大につながり、もって、返還・譲渡率の増加による殺処分数の削減に寄与する。
- ②災害時におけるペット連れ被災者の円滑な避難と広域的な支援体制の推進整備を図る。

2. 事業内容

(1)都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）

- ・都道府県が引き取った犬猫について、動物愛護管理基本指針（令和2年4月改正）における目標である平成30年度比50%減の殺処分数約2万頭を達成するも、依然として年間約7千頭の犬猫が殺処分されている状況。
- ・引き取った犬猫を収容し譲渡会等の取組を促進する施設の確保が喫緊の課題だが、施設老朽化による更新時期にあり、短期間で集中的な整備が必要。

(2)災害時におけるペット連れ被災者の一時預かり拠点施設の整備に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）

- ・近年多発する災害時における被災ペット対策として、ペットの一時預かり機能を備えた拠点施設を整備する必要性の高まり。
- ・防災基本計画（令和7年7月修正）…市町村の事務に、避難所等に家庭動物と同行避難した被災者の受け入れの平時からの準備や周知が求められる。

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|--------------------------|
| ■事業形態 | 直接補助事業、間接補助事業（補助率：1／2以内） |
| ■補助事業 | 都道府県、政令市及び中核市、等 |
| ■実施期間 | 単年度 |

4. 事業イメージ



動物愛護センターの新築



譲渡のための施設改修



収容設備の増改築



災害時の一時預かり拠点施設の整備

<講すべき施策>

- 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、動物虐待等の該当性についての客観的な判断や関係者への適切かつ効果的な監視・指導を行うために必要な研修等の実施を通じ、専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業の推進により、普及啓発教材の作成・配布や各種研修会・講演会の開催等を通じて、適正飼養に関する専門的な知識及び技能等を保持する人材の育成を図ること。

<取組状況と成果等>

- 毎年、自治体職員を対象とした動物愛護管理研修を実施するとともに、自治体の動物愛護管理部局主管課長会議を開催し、情報共有・意見交換を実施。
- ペット防災図上訓練を令和4年度から実施。
- 飼養鳥等における鳥インフルエンザ講習会を令和6年度から実施。
- 動物愛護管理センター等での動物の飼養管理方法や馴化トレーニング等に関する動物適正譲渡講習会を令和6年度から実施。
- 動物取扱業に関する自治体相談窓口を設置。
- 協議会の設置数 <内訳（都道府県/政令指定都市/中核市/その他の自治体）>
 - 令和6年度：70（42/11/10/7）
- 動物愛護推進員の人数 <内訳（都道府県/政令指定都市/中核市/その他の自治体）>
 - 令和6年度：3,633名（2,843/453/324/13）
- 毎年、動物虐待等科学的評価研修会を実施。
- 官民連携でうんこドリルとのコラボ作品として、動物の適正飼養に関する冊子を作成し配布。
- 動物愛護週間のシンポジウムにおける民間講師の講演や、動物愛護管理研修、自治体動物愛護管理部局主管課長会議、ペット防災図上訓練等における民間講師による講演等の実施。

<講ずべき施策>

- 動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、国内における虐待、遺棄等の具体的事例、罰則の適用状況、科学的知見等の集積を行うとともに、それらの分析・評価を進めること。
- アニマルウェルフェアの考え方と諸外国等における制度とその運用実態について、文化的・社会的背景等を含めて情報収集を行い、アニマルウェルフェアや動物愛護の考え方、課題、留意点等について整理すること。
- 脊椎動物の苦痛の感受性について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における調査研究、制度とその運用の事例等について情報の収集を行い、時代背景と社会認識の変化や具体的な技術の進歩等に応じて、その取扱いの在り方の整理を行うこと。
- 動物の殺処分の方法について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理すること。
- 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献、国内における動物の飼養保管の実態、ペット飼育による社会的効用や新たな社会需要等に係る情報収集を行うこと。

<取組状況と成果等>

- 毎年度、動物虐待等が疑われる事案に係る情報収集及び分析を実施。
- 令和7年度に、産業動物のとさつ方法に関する海外の規制や見解等の情報収集を実施。
- 一般国民が飼っているペットの種類や頭数等、動物の飼養保管の実態の一部について情報収集を実施。
- 諸外国における緊急一時保護制度について調査を実施。